

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月17日（火曜日）午前10時30分

受付開始：午前9時30分

開催場所

長野県千曲市大字雨宮1825番地

当社本社 厚生会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月16日（月曜日）午後5時まで



エムケー精工株式会社

(証券コード:5906)
2025年5月30日

株 主 各 位

長野県千曲市大字雨宮1825番地
エムケー精工株式会社
代表取締役社長 丸 山 将 一

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



【当社ウェブサイト】 <https://www.mkseiko.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトアクセスのうえ、「株主総会資料」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エムケー精工」又は「コード」に当社証券コード「5906」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月16日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬具

記

1 日 時	2025年6月17日（火曜日）午前10時30分（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	長野県千曲市大字雨宮1825番地 当社本社 厚生会館 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第69期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2024年3月21日から2025年3月20日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 補欠監査役2名選任の件 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」



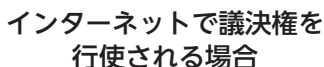
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

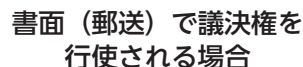
2025年6月17日(火曜日)
午前10時30分



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月16日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月16日（月曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4・5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

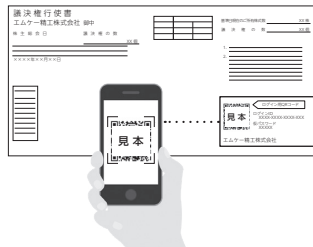
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00～21:00)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を重要な政策と位置づけ、財務体質の強化を図りつつ業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき財務状況や業績等を総合的に勘案しまして、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は147,188,660円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任方法) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 〈新 設〉 〈新 設〉 (監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(監査役の選任方法) 第33条 〈現行どおり〉 2. 〈現行どおり〉 3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役の任期) 第34条 〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位	取締役会出席率	候補者属性
1	丸山将一 まる やま しょう いち	男性	代表取締役	100%	再任
2	千葉和樹 ち ば かず き	男性	取締役	100%	再任
3	沓掛吉彦 くつ かけ よし ひこ	男性	取締役	100%	再任
4	和泉秀樹 いず み ひで き	男性	取締役	100%	再任
5	小山千明 こ やま ち あき	男性	—	—	新任
6	上條由紀子 か み じょう ゆ き こ	女性	取締役	100%	再任 社外 独立
7	滝沢玲奈 た き ざわ れ な	女性	取締役	100%	再任 社外 独立

再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員
新任	新任取締役候補者				

候補者番号 1

まる や ま し ょ う い ち
丸 山 将 一

再 任

生年月日

1972年12月6日生

所有する当社株式の数

215,187株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4 月 株式会社大和総研入社
2007年10月 慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所客員研究員
2010年 5 月 当社入社
2010年 6 月 当社取締役執行役員社長室長
2011年 6 月 当社常務取締役執行役員業務統括
2012年 3 月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

当社において、2010年から取締役、2011年から常務取締役、2012年から代表取締役 社長執行役員（現任）として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い見識により、引き続き代表取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

ち ば か ず き
千 葉 和 樹

再 任

生年月日

1964年1月4日生

所有する当社株式の数

19,714株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 日本電気株式会社入社
2017年 4 月 当社入社 商品開発研究所副所長
2018年 3 月 当社常務執行役員商品開発研究所長
2019年 6 月 当社取締役常務執行役員商品開発研究所長
2025年 3 月 当社取締役常務執行役員ライフ＆サポート事業本部長兼商品開発研究所長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において、2018年から常務執行役員商品開発研究所長、2019年から取締役（現任）として経営に携わっております。社外で培った経営全般における豊富な経験と高い見識により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

くつ かけ よし ひこ
沓 掛 吉 彦

再 任

生年月日

1964年3月7日生

所有する当社株数

32,114株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2009年 3 月 当社オート機器営業本部販売二部長
2010年 3 月 当社東関東支店長
2011年 3 月 当社東京支店長
2013年 3 月 当社執行役員東京支店長兼東関東支店長
2014年 3 月 当社執行役員オート機器事業本部副本部長
2016年 6 月 当社取締役執行役員オート機器事業本部副本部長
2017年 3 月 当社取締役執行役員オート機器事業本部長
2019年 3 月 当社取締役執行役員モビリティ＆サービス事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において、オート機器の研究開発部門及び販売部門で豊富な経験を有し、2016年から取締役（現任）として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い見識により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

いず み ひ で き
和 泉 秀 樹

再 任

生年月日

1963年4月13日生

所有する当社株数

22,843株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3 月 当社入社
2011年 3 月 当社経理本部経理部長
2015年 3 月 当社執行役員経理本部副本部長
2016年 3 月 当社執行役員経理本部長
2016年 6 月 当社取締役執行役員経理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において、経理・財務部門で豊富な経験を有し、2016年から取締役（現任）として経営に携わっております。その経営全般における豊富な経験と高い見識により、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

こ や ま ち あ き
小山千明

新任

生年月日

1967年12月23日生

所有する当社株式の数

一株

取締役会出席状況

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2018年 6 月 株式会社八十二銀行広丘支店長
2021年 6 月 株式会社八十二銀行営業企画部 指導役
2024年 7 月 当社入社 管理本部副本部長
2024年12月 当社執行役員管理本部副本部長
2025年 3 月 当社執行役員管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関において培った豊富な経験と高い見識を有するとともに、2024年から当社執行役員管理本部副本部長（現執行役員管理本部長）として経営上の諸リスクに的確に対応しており、取締役としての職務を適切に遂行できる人物として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

候補者番号 6

か み じ ょ う ゆ き こ
上 條 由 紀 子

再 任

社 外

独 立

生年月日

1969年4月10日生

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 慶應義塾中等部講師
2000年 1 月 弁理士登録
2000年 3 月 特許業務法人太陽国際特許事務所入所（現任）
2002年11月 東京大学先端科学技術研究センター特任研究員
2005年 4 月 慶應義塾大学デジタルメディアコンテンツ統合研究機構専任講師
2009年 4 月 金沢工業大学大学院准教授
2013年 3 月 A I テクノロジー株式会社社外取締役
2014年 6 月 当社社外取締役（現任）
2019年10月 国立大学法人長崎大学研究開発推進機構 F F Gアントレプレナーシップセンター教授
2023年 4 月 国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンター特任教授
2024年 4 月 国立大学法人九州工業大学 社会実装本部 未来思考実証センター特任教授（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁理士として豊富な経験と専門知識を有しており、また数々の教育研究を通じて人材育成や経営戦略に精通しており、引き続き当該知見を活かして主に知的財産権、新規ビジネス、コンプライアンス、人事戦略等の観点から適切な助言等いただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 7

た き ざ わ れ な
滝沢 玲奈

再任

社外

独立

生年月日

1988年3月26日生

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年 4 月 株式会社フジテレビジョン入社
2016年 9 月 滝沢食品株式会社入社
総務部副部長
2019年 6 月 当社社外取締役（現任）
2021年 7 月 滝沢食品株式会社取締役
2024年 5 月 滝沢食品株式会社専務取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏を社外取締役候補者とした理由は、メディア報道の第一線で活躍された経験と、滝沢食品株式会社専務取締役（現任）として食品工場の経営に関する幅広い知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の新規ビジネス等及び当社グループの食品加工機械の事業領域拡大に向けて適切な助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上條由紀子氏及び滝沢玲奈氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上條由紀子氏及び滝沢玲奈氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって上條由紀子氏が11年、滝沢玲奈氏が6年となります。
4. 当社は、上條由紀子氏及び滝沢玲奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役近藤重光氏、三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位	取締役会出席率	監査役会出席率	候補者属性
1	近藤重光	男性	常勤監査役	100%	100%	再任
2	三浦伸昭	男性	監査役	100%	100%	再任 社外 独立
3	廣中龍蔵	男性	監査役	100%	100%	再任 社外 独立

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

こん どう しげ みつ
近藤重光

再任

生年月日

1964年11月8日生

所有する当社株式の数

90,400株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

監査役会出席状況

5/5回 (100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年 9 月 当社入社
2014年 3 月 当社内部監査室次長
2016年 3 月 当社内部監査室長
2017年 6 月 当社常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

近藤重光氏は、内部監査室の責任者を経て、2017年から常勤監査役として豊富な経験と幅広い知識に基づく監査を適切に行っております。これらの経験及び実績により、引き続き監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

み うら の ぶ あき
三浦伸昭

再任

社外

独立

生年月日

1968年 1 月26日生

所有する当社株式の数

25,021株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

監査役会出席状況

5/5回 (100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社
1997年 4 月 公認会計士登録
1998年12月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 退社
1999年 1 月 公認会計士三浦伸昭事務所所長 (現任)
2005年 6 月 当社社外監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

三浦伸昭氏は、公認会計士としての高度な専門知識と経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 3

ひろ なか りゅう ぞう
廣 中 龍 蔵

再任

社外

独立

生年月日

1964年2月15日生

所有する当社株式の数

一株

取締役会出席状況

17/17回 (100%)

監査役会出席状況

5/5回 (100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月 株式会社富士総合研究所入社
2001年4月 ネットイヤーグループ株式会社入社
2005年5月 株式会社絵本ナビ社外取締役
2007年3月 甲南大学大学院社会学研究科非常勤講師（現任）
2009年6月 株式会社ドッツ代表取締役
2013年6月 当社社外監査役（現任）
2024年6月 ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長 CEO（現任）

社外監査役候補者とした理由

廣中龍蔵氏は、2013年6月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。ビジネスコンサルタントや経営者としての経験や幅広い知識を有しており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれ監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって三浦伸昭氏が20年、廣中龍蔵氏が12年となります。
 4. 当社は、三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（ご参考）第3号議案及び第4号議案の承認が得られた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

【取締役会のスキル・マトリックス一覧】※知見・知識を有する分野に「●」をしております。

氏 名	役 職	専門性・経験								
		企業 経営	技術 ・ 研究開発 ・ ICT	製造	営業 ・ 販売	グロ ー バル	ブラン ド 構築	財務 ・ 会計	法務	知的 財産
丸 山 将 一	代表取締役 社長執行役員	●	●		●		●	●	●	●
千 葉 和 樹	取締役 常務執行役員	●	●		●		●	●	●	●
沓 掛 吉 彦	取締役 常務執行役員	●	●	●	●					
和 泉 秀 樹	取締役 執行役員					●		●		
小 山 千 明	取締役 執行役員	●						●	●	
上條由紀子	社外取締役	●	●			●	●		●	●
滝 沢 玲 奈	社外取締役	●		●			●			
近 藤 重 光	常勤監査役			●	●				●	
三 浦 伸 昭	社外監査役							●		
廣 中 龍 蔵	社外監査役	●	●		●		●	●		

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、社外監査役の補欠候補者として平塚敦之氏、社外監査役以外の監査役の補欠候補者として早川和弘氏の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 ひらつかのぶゆき 平塚敦之 生年月日 1969年10月19日生 所有する当社株式の数 一株	略歴及び重要な兼職の状況 1992年 4 月 経済産業省入省 2016年 7 月 公正取引委員会経済取引局企業取引課長 2019年 7 月 貿易経済協力局戦略輸出交渉官 兼 通商政策局通商戦略室長 2022年 7 月 デジタル庁審議官 2023年 7 月 中小企業庁政策統括調整官 2023年 9 月 独立行政法人情報処理推進機構理事長補佐 2024年 7 月 経済産業省退官 2024年 8 月 レオス・キャピタルワークス株式会社 常務取締役（現任）
	補欠社外監査役候補者とした理由 長年にわたる行政経験を通じて得た産業・技術分野を始めとした様々な経験と高い見識を有しており、独立した立場から当社の経営の監視に当たり、監査役としての職務を適切に遂行できる人物と判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

はやかわかずひろ
早川和弘

生年月日

1957年2月16日生

所有する当社株式の数

406,803株

略歴及び重要な兼職の状況

2006年 6 月 当社取締役執行役員
2015年 3 月 当社常務取締役執行役員
2019年 6 月 当社取締役常務執行役員
2025年 3 月 当社取締役（現任）

補欠監査役候補者とした理由

19年間にわたり当社の取締役を務め、当社の事業内容に精通しております。その経営全般における豊富な経験と高い見識を活かすことにより、監査役としての職務を適切に遂行できる人物と判断し、社外監査役以外の監査役の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平塚敦之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、平塚敦之氏が監査役に就任された場合、独立役員に指定し、東京証券取引所に対し届け出る予定であります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役早川和弘氏及び取締役酒向邦明氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知30頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名	略 歴
はや かわ かず ひろ 早 川 和 弘	2006年 6 月 当社取締役執行役員 2015年 3 月 当社常務取締役執行役員 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員 2025年 3 月 当社取締役（現任）
さ こう くに あき 酒 向 邦 明	2019年 6 月 当社取締役執行役員 2025年 3 月 当社取締役（現任）

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の堅調な設備投資により、穏やかながら回復基調で推移しました。一方で、米国の経済政策の不確実性や中国経済の先行き懸念、世界的な資源価格の高騰による継続的な物価上昇、地政学リスクの高まりなどによる海外景気の下振れなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する業界におきましては、オート機器及び情報機器の分野では、設備投資が底堅く推移したものの、生活機器の分野では、物価上昇の長期化に伴う生活防衛意識の高まりから消費マインドの改善に足踏みが見られ、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況の中、当社グループは外部環境の変化を前提とした強固な経営基盤の再構築と次の成長フェーズに向けた構造改革を加速させ、グループ全体の最適化とシナジー強化、収益力の向上に努めてまいりました。また、社会における多様なニーズやその変化に応えるべく、高付加価値商品の研究開発に注力するとともにメンテナンス体制の強化を図り、モノづくりとサービスの高度化に取り組んでおります。そして、SDGsや脱炭素社会の実現を含む様々な課題を“美・食・住”の視点から探求し、新しい事業、製品及びサービスのデザインを通じて、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は282億6千8百万円（前期比0.7%減）、経常利益は21億1千1百万円（前期比6.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億3千4百万円（前期比87.0%増）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

（モビリティ＆サービス事業）

主力の門型洗車機は、SS（サービスステーション）向けでは、政府助成事業の補助金制度により売上げが大幅に増加した前年度に比べ、今年度は同助成事業の対象外となり低調に推移しました。カーディーラー向けでは、整備作業の省力化需要取込により売上げが伸長しました。また、オイル機器はローリーの売上げが伸び悩んだものの、エアコンプレッシャーが堅調に推移しました。情報機器は主にLED表示機を製造・販売しています。工事用保安機器は新製品投入が奏功し、売上げを伸ばしました。大型ビジョンに関しては大手顧客からの受注が増え売上げを伸ばしました。またSS向け表示機は政府補助金効果もあり売上げが堅調に推移し、情報機器全体の売上げは前年度を大きく上回りました。

この結果、モビリティ＆サービス事業の売上高は、188億8千1百万円（前期比3.5%減）となりました。

（ライフ＆サポート事業）

低温貯蔵庫は前年並みに推移し、保冷米びつ、精米機などの米関連商品は、米不足を契機とする米保管需要の高まりなどにより好調でした。また、音響関連商品は、特定顧客向け製品の受注増加により、売上げが伸長しました。一方、もちつき機をはじめとする家電商品やレンジ台などの収納商品は、需要の回復が見られず、売上げが前年度実績を下回りました。法人向け事業では、攪拌機は官公需案件の受注が増加し、食品加工機は海外市場での好調を維持し、それぞれ売上げが前年度を上回りました。

この結果、ライフ＆サポート事業の売上高は、62億3千5百万円（前期比0.9%増）となりました。

（住設機器事業）

住設機器としては、主に木・アルミ複合断熱建具、鋼製防火扉、反射板式消音装置等を製造・販売しています。建築資材価格の高騰による入札不調や建築計画の見直しなどがありましたが、前年度の受注物件が売上げに貢献したことに加え、木・アルミ複合断熱建具については、脱炭素社会の実現に向けた木材利用の加速が追い風となり、首都圏を中心に大型公共物件が好調を維持し売上げが伸長しました。消音装置についても、都市部の再開発事業、データセンター、ホテル、学校関係での需要が増加し計画を上回りました。

この結果、住設機器事業の売上高は、28億8千2百万円（前期比15.7%増）となりました。

（その他の事業）

保険代理業や不動産管理・賃貸業、長野リンデンプラザホテルの運営に係るホテル業、IoT関連機器の企画・開発・販売業などを行っております。ホテル業は、インバウンド需要に頼ることなく、ビジネス客を中心に観光客や各種イベント、スポーツ大会に参加する団体の宿泊需要の取り込みに注力してまいりました。同業他社との競争が激化する中、その他の事業全体としては、2億6千9百万円（前期比9.3%増）となりました。

○当連結会計年度の売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
モビリティ＆サービス事業	18,881,120	66.8	96.5
ライフ＆サポート事業	6,235,162	22.1	100.9
住設機器事業	2,882,012	10.2	115.7
その他の事業	269,919	0.9	109.3
合計	28,268,214	100.0	99.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2億8千2百万円で、特記すべき重要な投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資等の特記すべき調達は行っておりません。

(2) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第66期 2021年度	第67期 2022年度	第68期 2023年度	第69期 (当連結会計年度) 2024年度
売上高 (千円)	24,855,580	27,327,840	28,474,241	28,268,214
経常利益 (千円)	1,205,549	1,816,552	2,253,131	2,111,328
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	566,217	1,167,803	713,568	1,334,649
1株当たり当期純利益	38円87銭	79円91銭	48円67銭	90円76銭
総資産 (千円)	25,501,143	26,453,915	26,777,493	26,284,781
純資産 (千円)	12,405,928	13,786,520	15,031,635	16,690,068
1株当たり純資産額	850円90銭	942円44銭	1,024円32銭	1,133円92銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第67期の期首から適用しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
エムケー電子株式会社	30,000	100.0	当社の製品の生産及び部品加工を行っております。
エムケー興産株式会社	475,000	100.0	保険代理業及び不動産管理・賃貸業を営んでおります。
MK SEIKO(VIETNAM)CO., LTD.	1,279,537 (11,000千US\$)	100.0	当社の製品の生産及び部品加工を行っております。
長野リソンプラザホテル株式会社	30,000	(100.0)	ホテル業を行っております。
株式会社ニュースト	50,000	100.0	建具製造業・建具工事業等を行っております。
信濃輸送株式会社	36,000	100.0	当社グループ製品及び一般貨物等の運送を行っております。
株式会社ジャパンシステム	15,000	100.0	食品加工機等の販売を行っております。
株式会社システム	45,000	24.1 (100.0)	食品加工機等の製造を行っております。
株式会社メタルスター工業	10,000	100.0	防火扉等の鋼製建具の製造を行っております。
株式会社 A Z x	10,000	100.0	I o T 関連機器の企画・開発・販売等を行っております。

(注) 当社の議決権比率欄の()は、間接所有割合であります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,930,000株
- ② 発行済株式の総数 15,595,050株
- ③ 株主数 3,353名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丸 山 永 樹	1,300千株	8.8%
東京中小企業投資育成株式会社	1,170	7.9
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	721	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	721	4.9
エムケー精工従業員持株会	625	4.2
三井住友海上火災保険株式会社	580	3.9
丸 山 繁 夫	506	3.4
早 川 和 弘	406	2.8
昭 和 商 事 株 式 会 社	279	1.9
天 龍 製 鋸 株 式 会 社	250	1.7

- (注) 1. 丸山永樹氏は2024年7月14日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。なお、2025年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において相続手続きが完了した旨が記載されております。
2. 当社は自己株式を876,184株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 32,748株	6名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月20日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役		丸 山 将 一		社長執行役員
取 締 役		早 川 和 弘		常務執行役員ライフ&サポート事業本部長
取 締 役		千 葉 和 樹		常務執行役員商品開発研究所長
取 締 役		沓 掛 吉 彦		執行役員モビリティ&サービス事業本部長
取 締 役		和 泉 秀 樹		執行役員経理本部長
取 締 役		酒 向 邦 明		執行役員管理本部長
取 締 役		上 條 由 紀 子		国立大学法人九州工業大学 社会実装本部 未来思考実証センター特任教授・弁理士
取 締 役		滝 沢 玲 奈		滝沢食品株式会社専務取締役
常 勤 監 査 役		近 藤 重 光		
監 査 役		三 浦 伸 昭		公認会計士三浦伸昭事務所所長
監 査 役		廣 中 龍 蔵		ネットイヤーグループ株式会社代表取締役 社長 CEO

- (注) 1. 取締役上條由紀子氏及び滝沢玲奈氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三浦伸昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役上條由紀子氏、滝沢玲奈氏及び監査役三浦伸昭氏、廣中龍蔵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当者はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	229,551 (4,200)	169,650 (4,200)	13,001 (-)	46,900 (-)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,200 (3,120)	13,200 (3,120)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	242,751 (7,320)	182,850 (7,320)	13,001 (-)	46,900 (-)	11 (4)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した取締役に対する役員退職慰労引当金繰入額46,900千円であります。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当の際の条件等は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1989年6月16日開催の第33回定時株主総会において月額15,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。

また、2019年6月12日開催の第63回定時株主総会において、この報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額30,000千円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年6月16日開催の第33回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の健全かつ持続的な向上に取り組むモチベーションを高め、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬(a)、譲渡制限付株式報酬(b)および退職慰労金(c)から構成され、監督機能を担う取締役相談役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬(a)および退職慰労金(c)から構成されるものとする。

2) 金銭報酬（基本報酬および退職慰労金）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 当社の取締役の基本報酬(a)については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

(ii) 退職慰労金(c)については、取締役在任中の功労に報いるため支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議により承認を得たうえで、取締役会にて当社所定の基準による相当額の範囲内の報酬額を決議し、当該取締役退任時に支払うこととする。

3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 業績連動報酬については、導入していない。

- (ii) 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬(b)とし、各取締役の月例の固定報酬を目処とする金額に相当する当社普通株式を毎年、株主総会開催後の一定の時期に支払うものとする。当該株式は当該取締役退任時までの間、譲渡を制限することにより、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ報酬と位置づけるものとする。
- 4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 - (i) 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本方針に沿って決定する月例の固定報酬としての基本報酬(a)を基準として下記の割合を目安として決定する。
 - (a) 基本報酬（金銭報酬）
固定報酬の12か月分
 - (b) 業績連動報酬
導入なし
 - (c) 譲渡制限付株式（非金銭報酬）
基本報酬の1か月相当
 - (ii) 金銭報酬としての退職慰労金(c)は、当該取締役の取締役在任期間、在任期間中の功労、役位、月例の固定報酬等を総合的に勘案する当社所定の基準により決定する。
- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 - (i) 個人別の基本報酬(a)の額については、株主総会にて決議された取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役会にて代表取締役の基本報酬の額を決議するとともに、取締役会決議により一任された代表取締役が、各取締役の役位、職責、業務執行の状況、会社の業績等を総合的に勘案して各取締役の基本報酬の額を決定する。
 - (ii) 業務執行取締役に支払われる譲渡制限付株式(b)については、取締役会にて個人別の月例の固定報酬を目処とする金額に相当する当社普通株式の割当株式数を決定する。なお、譲渡制限付株式割当契約に定める正当な理由でない事由により退任する場合、当社は割当株式の全部を無償で取得する。
 - (iii) 退職慰労金(c)については、退任する当該取締役の取締役在任期間、在任期間中の功労、役位、月例の固定報酬等を総合的に勘案する当社所定の基準により取締役会にて決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2024年6月18日開催の取締役会において代表取締役 社長執行役員丸山将一に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役 社長執行役員において決定を行っております。

代表取締役 社長執行役員に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役 社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役上條由紀子氏は、弁理士であり、また、国立大学法人九州工業大学 社会実装本部未来思考実証センターの特任教授を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役滝沢玲奈氏は、滝沢食品株式会社の専務取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役三浦伸昭氏は、公認会計士三浦伸昭事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役廣中龍蔵氏は、ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長 CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上 條 由 紀 子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。期待される役割である、主に知的財産権、新規ビジネス、コンプライアンス、人事戦略等の観点から意見を述べるなど、適切な役割を果たしております。
取締役 滝 沢 玲 奈	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。期待される役割である、メディア報道の第一線で活躍された経験や、食品工場の管理業務全般・経営に関する幅広い見識から意見を述べるなど、適切な役割を果たしております。
監査役 三 浦 伸 昭	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査役会5回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の経理システム及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 廣 中 龍 蔵	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査役会5回全てに出席いたしました。経営者やビジネスコンサルタントとしての経験や高い見識から意見を述べるなど、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と当社役員が締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年 3月20日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	16,843,687
現金及び預金	5,147,602
受取手形、売掛金及び契約資産	4,975,870
商品及び製品	2,165,494
仕掛品	1,762,129
原材料及び貯蔵品	2,600,633
未収入金	120,615
その他	83,626
貸倒引当金	△ 12,286
固定資産	9,441,093
有形固定資産	5,072,153
建物及び構築物	1,441,219
機械装置及び運搬具	121,250
土地	3,106,949
リース資産	326,834
建設仮勘定	3,941
その他	71,958
無形固定資産	778,866
のれん	101,505
リース資産	2,890
その他	674,470
投資その他の資産	3,590,073
投資有価証券	2,419,849
長期貸付金	129,246
退職給付に係る資産	809,311
繰延税金資産	175,613
その他	286,510
貸倒引当金	△ 230,458
資産合計	26,284,781

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	7,081,761
支払手形及び買掛金	930,429
短期借入金	1,280,000
1年内返済予定の長期借入金	910,974
リース債務	163,579
未払金	2,386,133
未払法人税等	335,864
賞与引当金	599,030
製品補償対策引当金	145,669
役員退職慰労引当金	46,900
その他	283,181
固定負債	2,512,950
長期借入金	1,490,284
リース債務	441,265
繰延税金負債	254,690
退職給付に係る負債	266,562
その他	60,148
負債合計	9,594,712
(純資産の部)	
株主資本	15,023,486
資本金	3,373,552
資本剰余金	2,932,559
利益剰余金	9,126,233
自己株式	△ 408,860
その他の包括利益累計額	1,666,582
その他有価証券評価差額金	969,248
繰延ヘッジ損益	△ 158
為替換算調整勘定	866,976
退職給付に係る調整累計額	△ 169,483
純資産合計	16,690,068
負債・純資産合計	26,284,781

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2024年3月21日から2025年3月20日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		28,268,214
売上原価		19,092,574
売上総利益		9,175,640
販売費及び一般管理費		7,182,208
営業利益		1,993,431
営業外収益		
受取利息	85,714	
受取配当金	75,201	
スクラップ売却益	28,999	
その他	43,958	233,873
営業外費用		
支払利息	29,230	
為替差損	69,267	
その他	17,478	115,976
経常利益		2,111,328
特別利益		
固定資産売却益	9,055	9,055
特別損失		
固定資産除売却損	4,325	
役員退職慰労引当金繰入額	46,900	
減損損失	45,647	96,873
税金等調整前当期純利益		2,023,511
法人税、住民税及び事業税	677,158	
法人税等調整額	11,702	688,861
当期純利益		1,334,649
親会社株主に帰属する当期純利益		1,334,649

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

エムケー精工株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
(東京都千代田区)

指定社員 公認会計士 小宮直樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小山雄司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エムケー精工株式会社の2024年3月21日から2025年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムケー精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第69期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

エムケー精工株式会社	監査役会
常勤監査役 近藤重光	印
社外監査役 三浦伸昭	印
社外監査役 廣中龍蔵	印

| 計算書類 |

貸借対照表 (2025年3月20日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	10,545,744
現金及び預金	1,180,349
受取手形	1,162,601
売掛金	2,715,969
商品及び製品	2,209,177
仕掛品	1,247,390
原材料及び貯蔵品	1,776,440
短期貸付金	123,000
未収入金	59,691
その他	78,746
貸倒引当金	△7,622
固定資産	11,311,435
有形固定資産	3,889,691
建物	1,144,719
構築物	17,106
機械及び装置	50,920
車両運搬具	1,383
工具、器具及び備品	48,682
土地	2,334,528
リース資産	288,408
建設仮勘定	3,941
無形固定資産	554,233
借地権	283,961
ソフトウェア	239,510
その他	30,761
投資その他の資産	6,867,510
投資有価証券	2,312,016
関係会社株式	2,131,245
関係会社出資金	1,279,537
長期貸付金	212,000
保険積立金	4,968
前払年金費用	1,034,747
その他	192,175
貸倒引当金	△299,178
資産合計	21,857,180

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,975,004
支払手形	151,981
買掛金	652,139
短期借入金	930,000
1年内返済予定の長期借入金	904,998
リース債務	150,932
未払金	2,179,983
未払法人税等	186,671
預り金	54,012
賞与引当金	511,300
製品補償対策引当金	145,669
役員退職慰労引当金	46,900
その他	60,415
固定負債	2,285,870
長期借入金	1,483,690
リース債務	408,363
繰延税金負債	305,984
退職給付引当金	59,275
その他	28,556
負債合計	8,260,874
(純資産の部)	
株主資本	12,641,929
資本金	3,373,552
資本剰余金	2,932,559
資本準備金	655,289
その他資本剰余金	2,277,269
利益剰余金	6,744,677
利益準備金	302,000
その他利益剰余金	6,442,677
別途積立金	1,100,000
圧縮記帳積立金	185,380
繰越利益剰余金	5,157,296
自己株式	△408,860
評価・換算差額等	954,376
その他有価証券評価差額金	954,534
繰延ヘッジ損益	△158
純資産合計	13,596,305
負債・純資産合計	21,857,180

損益計算書 (2024年3月21日から2025年3月20日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		22,916,500
売上原価		15,574,858
売上総利益		7,341,641
販売費及び一般管理費		6,030,493
営業利益		1,311,148
営業外収益		
受取利息	3,750	
受取配当金	207,044	
その他	51,708	262,503
営業外費用		
支払利息	26,943	
為替差損	8,435	
その他	16,287	51,666
経常利益		1,521,985
特別利益		
固定資産売却益	9,000	9,000
特別損失		
固定資産除売却損	4,321	
役員退職慰労引当金繰入額	46,900	
減損損失	45,647	96,868
税引前当期純利益		1,434,116
法人税、住民税及び事業税	404,130	
法人税等調整額	45,378	449,509
当期純利益		984,607

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

エムケー精工株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人
(東京都千代田区)

指定社員 公認会計士 小宮直樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 小山雄司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エムケー精工株式会社の2024年3月21日から2025年3月20日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第69期事業年度の取締役における職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

エムケー精工株式会社	監査役会
常勤監査役 近藤 重光 ㊟	
社外監査役 三浦 伸昭 ㊟	
社外監査役 廣中 龍蔵 ㊟	

株主総会会場ご案内図

会 場 長野県千曲市大字雨宮1825番地

当社本社 厚生会館

T E L 026-272-0601 (代)

F A X 026-272-4912

